

(議事録)

土屋会長 令和4年度第6回埼玉地方最低賃金審議会を開会します。
初めに、本日の出席委員の状況について、報告をお願いします。

賃金室長補佐 公益委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、合計14名です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。
本日の主な議題は「異議申出の審議」です。本日の会議は公開、議事録も公開ですが、傍聴者はいますか。

賃金室長補佐 傍聴者は2名です。

土屋会長 わかりました。本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いします。

続きまして事務局から配布資料の確認をお願いします。

賃金室長補佐 配布資料の確認をさせていただきます。
資料No.1 埼玉県労働組合連合会からの異議申出書
資料No.2 生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出書
資料No.3 全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部からの異議申出書
不足等ございましたら、申出ください。

土屋会長 ただ今から議事に入ります。議題1は埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についてです。異議申出についての諮問について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 8月5日の第5回本審おける埼玉県最低賃金の改正決定に関する答申を受けて、最低賃金法第11条に基づき、同日付で答申の要旨及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしました。
この公示に基づき、8月19日に埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合、及び全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部から、最低賃金の全国加重平均1000円以上の実現や中小企業にとって実効ある支援策等を求める異議申出書が提出されました。異議申出書は、配布資料のとおりですので、確認をお願いします。

最低賃金法第 11 条に基づき異議の申出があったときには、最低賃金審議会に意見を求めなければならぬと定められていますので、これにより審議会の意見を求める諮問をさせていただくこととなります。

土屋会長

はい、今の説明につきまして、委員の皆さんから意見はありますでしょうか。

特にならなければ、事務局から諮問をお願いいたします。

(諮問文手交)

賃金室長

会長にお渡しした諮問文の写しを、ただいまお配りしました。諮問文を読み上げさせていただきます。

埼労発基 0823 第 1 号。令和 4 年 8 月 23 日。埼玉地方最低賃金審議会会長土屋直樹殿。埼玉労働局長 久知良俊二。最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

なお、別添の異議申出書は配布資料のとおりですので、添付を省略させていただきます。

土屋会長

それでは、ただ今の諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入ることにしたいと思います。ご意見いただければと思います。

まず、中央最低賃金審議会において生計費原則を踏まえまして、消費者物価上昇率等をもとにして 31 円という目安金額が示されたところで、これを尊重して埼玉地方最低賃金審議会にて審議を行って、目安金額どおり 31 円で全会一致で結審したところですが、今ありましたとおり、今回 3 件の異議申立がありました。31 円の引き上げでは不十分だということと、これでは東京との格差が縮まらないということが主な理由となっています。また、加えまして審議会の運営に関して公開をもっと進めるべきだというご意見も申立書の中に記されておりましたし、中小企業への支援策についても政府に対して要望してほしいというようなことですが、委員の皆さんからご意見があれば出していきたいと思っております。

まず、労働側からいただきたいと思っております。

柿沼委員

はい。

土屋会長

柿沼委員。

柿沼委員

異議申立書の書面を確認させていただきました。

生計費原則の観点であったり、東京との格差というようなことからのご意見であると受け止めています。

そうした観点から、今回の審議会の審議が我々の主張を含めてどうだったかということですが、まず、今年度の中賃の目安額が例年以上にしっかりと指標等々を使って根拠を示されたということから、公労使でこの指標を埼玉に置き換えて埼玉ではどう捉えるかという議論をしてきたと思っております。その中でも特に急激な物価上昇をどう捉えるか、埼玉では4、5、6月の3か月で平均3.06%。4月の1か月分だけでも3.2%という物価上昇率であった。そこをしっかりと上回る額を確保することが非常に重要なことであると我々としては捉えていました。そこに加えて、発効日ですね、10月1日の発効、ここに我々としてはこだわっていきまして、発効が遅れることで最賃近傍の方に与える影響、特に、30数円の金額の賃金の適用が遅れることは相当にインパクトがあるということでもこだわって持っておりました。異議申立書に書かれているような観点も踏まえて今年の審議会の中で議論をしてきたものと捉えております。

土屋会長

ありがとうございました。使用者側から何かありますでしょうか。

廣澤委員

はい。使側としましても、先ほど柿沼委員がおっしゃいました通り、4月以降の消費者物価指数の動向を踏まえた上で、一定の引き上げは必要という判断のもとで、真摯に議論させていただいたと思っております。その中で使側としましては、昨今の県内の中小企業を取り巻く状況は、決していい状況ではないと。言うまでもありませんが、コロナ禍からの回復に格差が生じていたり、ウクライナの状況、さらにはエネルギー価格上昇のこともありますので、できうるならば企業の通常の支払い能力にもっとスポットを当てていただきたいという思いがあったのですが、先ほど申し上げた背景もありましたので、時間的な制約もあった中において、真摯に意見交換させていただいた結果の31円だと思っております。使側としてはそうした見解を持っております。

土屋会長

ほかに委員の皆様から意見などありますでしょうか。

菊地委員

よろしいでしょうか。

土屋会長

どうぞ。

菊地委員

私も労働組合という組織の一員であって、このたびの審議にあたらせていただいたんですけれども、申立書の中に未組織の労働者への影響度合いとか、そういったことがありました。私個人としては、未組織の労働者の皆さんへも波及する大切な地賃だと思っています。思いはわかるんですけれども、現状、廣澤委員もおっしゃったように経営者側の意見もいろいろと議論させていただいて、しっかり審議させていただいた内容であると思います。

土屋会長

ほかの方はいかがですか。

今回、異議申立をされた3団体からの内容については、専門部会の中で直接意見陳述もさせていただいて、それを踏まえて審議をしたということもございます。その結果、31円の引き上げで結審したところです。よろしいでしょうか。

それでは採決に入りたいと思います。

8月5日に答申した原意見のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全会一致)

土屋会長

ありがとうございます。全会一致と認めます。8月5日に答申した原意見のとおりとする旨、答申することにいたします。

(事務局 答申文(案)配布)

土屋会長

事務局は、案を読み上げてください。

賃金室長

読み上げます。

案 令和4年8月23日 埼玉労働局長 久知良 俊二 殿
埼玉地方最低賃金審議会 会長 土屋 直樹

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月23日貴職から、同年8月5日付け埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記 令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

土屋会長

ただいま事務局から配布した答申の案のとおりでよろしいですか

(異議なし)

土屋会長 それでは（案）を消してください。答申をいたします。

（答申文を手交）

労働基準部長 ただ今、答申をいただきました。ありがとうございます。

土屋会長 今後の事務手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 埼玉県最低賃金の改正決定とその官報公示について説明いたします。最低賃金法第 14 条第 1 項及び最低賃金法施行規則第 9 条により、都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければなりません。改正発効が 10 月 1 日となるよう、30 日前の 9 月 1 日の官報に掲載できるよう手続きを行うことといたします。

土屋会長 ただ今の事務局の説明に対して、質問がありますか。
なければ、議題の 2 はその他です。事務局で何かありますか。

賃金室長 特に用意しているものはございません。

土屋会長 では、次回開催予定の 10 月 3 日午前 9 時 30 分からの本審ですが、特定最低賃金の改正決定の答申を予定しております。次回の会議及び議事録については公開とします。これで第 6 回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とします。

— 了 —